**○国土交通省告示第五十九号**

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年一月二十五日　国土交通大臣　大畠　章宏

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

| 認定番号 | 特別評価方法認定をした方法の名称 | 性能表示事項 | 特別評価方法認定の申請者 | 申請者の住所 | 認定年月日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1122 | 千鳥配置をした軽量鉄骨下地を用いた乾式二重壁の遮音構造に応じて評価する方法 | 8－3　透過損失等級（界壁） | 吉野石膏株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 | 平成23年1月12日 |
| 1123 | 千鳥配置をした軽量鉄骨下地を用いた乾式二重壁（補強材有り）の遮音構造に応じて評価する方法 | 8－3　透過損失等級（界壁） | 吉野石膏株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 | 平成23年1月12日 |
| 1124 | 形鋼板耐震壁を用いた複合間仕切壁の遮音構造に応じて評価する方法 | 8－3　透過損失等級（界壁） | 株式会社竹中工務店大阪本店 | 大阪市中央区本町四丁目1番13号 | 平成23年1月12日 |

**○関東地方整備局告示第十八号**

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条の十において読み替えて準用する法第四十四条の規定により、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、法第七十六条の十において準用する法第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十三年一月二十五日　関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号　関東地方整備局長　4

二　登録建築物調査機関の名称　ユーディーアイ確認検査株式会社

三　住所　千葉県柏市東上町八番二五号

四　変更する年月日　平成二十三年一月六日

五　変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地　ユーディーアイ確認検査株式会社本店　千葉県柏市東上町八番二五号　ユーディーアイ確認検査株式会社大宮支店　埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目四一二番地三　ユーディーアイ確認検査株式会社秋葉原支店　東京都千代田区神田須田町一丁目二一番五号

**○北陸地方整備局告示第六号**

信濃川水系に係る指定区間外の一級河川について昭和四十三年建設省告示第千四百二十九号を次のように改める。

関係図面のうち、第（千）六十三号図を次のように改める。

その関係図面は、北陸地方整備局及び同局千曲川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年一月二十五日　北陸地方整備局長　前川　秀和

（図面省略）

**○北陸地方整備局告示第七号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十五日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 柏崎市岩上字刈又三〇五番1から同市田中字田屋の下一一三四番二まで | 前 | 一五・八四～一六・七三メートル | 〇〇・三四六キロメートル |
| | 後 | 一六・〇八～一八・六一メートル | 〇〇・三四六キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

**○中部地方整備局告示第七号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十五日　中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十一号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 岐阜県不破郡関ヶ原町大字松尾字大久保二番一一から同町大字松尾字大久保五番三まで | 前 | 一五・二〇～八四・二〇メートル | 〇〇・〇五八キロメートル |
| | 後 | 一五・三三～八二・四七メートル | 〇〇・〇五八キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

**○中部地方整備局告示第八号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十五日　中部地方整備局長　富田　英治

| 路線名 | 供用開始の区間 | 図面縦覧場所 |
|---|---|---|
| 二十一号 | 岐阜県不破郡関ヶ原町大字松尾字大久保二番一一から同町大字松尾字大久保五番三まで | 中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所 |

供用開始の期日　平成二十三年一月二十五日

**○中部地方整備局告示第九号**

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十三年一月二十五日　中部地方整備局長　富田　英治

第1　起業者の名称　愛知県

第2　事業の種類　県道熊味岡崎線改築工事（愛知県岡崎市井内町字川田地内から同市柱町字下川田地内まで）

第3　起業地

1　収用の部分　愛知県岡崎市井内町字川田及び柱町字下川田地内

2　使用の部分　なし